

パブリック・コメント用

調布市障害者総合計画（案）

調布市障害者計画（平成 30 年度～平成 35 年度）

第 5 期調布市障害福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）

第 1 期調布市障害児福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）

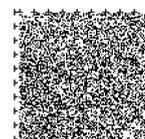
この計画素案は、当事者、公募による市民代表、障害者団体代表、障害福祉サービス関係事業者、学識経験者からなる「調布市障害者総合計画策定委員会」での検討を経て作成したものです。委員会の資料及び議事録（第 1 回～第 11 回）は、調布市ホームページで公開しています。

今回のパブリック・コメントの内容を踏まえ、さらに委員会で検討を行い、平成 30 年 3 月に「調布市障害者総合計画」を策定する予定です。



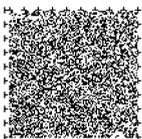
平成 29 年 12 月

調布市



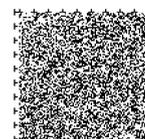
この計画書（案）の各ページには、「音声コード」(Uni-Voice)を付しています。

「音声コード」とは、1.8センチメートル角のコードを専用の読取機やスマートフォンアプリが音声に変換し、文章内容を読み上げるものです。

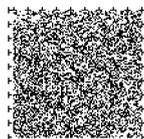


< 目 次 >

第1章 計画策定の趣旨	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の性格	7
3 計画の策定体制	11
第2章 調布市の福祉の将来像（福祉3計画の共通事項）	13
1 「福祉3計画」とは	13
2 目指す将来像	13
3 基本理念	14
4 福祉圏域の考え方	15
第3章 計画の基本的考え方	17
1 調布市における「障害者権利条約」の理念の実現へ向けて	17
2 障害者施策推進の基本的考え方	18
第4章 施策の展開 - 事業計画 -	20
1 障害のある方と家族への地域生活の支援	22
(1) 相談支援	22
(2) 健康づくり・医療的な支援	31
(3) 移動の支援	35
(4) 経済的な支援	38
(5) 権利の擁護	40
(6) 障害福祉サービスによる生活支援	44
(6-2) 福祉人材の育成・確保	49
(6-3) 医療的ケアが必要な方への支援	51
2 ライフステージに応じた生涯にわたる切れ目のない支援	54
(1) 発達相談・早期療育のための支援	54
(2) 子育て施策における支援	59
(3) 教育における支援	66
(4) 放課後等の活動の支援	71
(5) 働くこと・日中活動の支援	77
(6) 余暇・学習活動の支援	85
(7) 住まいの確保の支援	90



(8) 高齢期の支援	95
3 安心して住み続けられる地域の環境づくり	99
(1) 障害理解と交流	99
(2) バリアフリーのまちづくり	103
(3) 情報提供	107
(4) 地域ネットワークづくり	112
(5) 災害時の支援	117
(6) 当事者の参画	123
第5章 障害福祉サービス等の見込み量・成果目標	128
(第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画)	
1 障害福祉サービス等の見込み量	129
(1) 訪問系サービス	130
(2) 日中活動系サービス	135
(3) 居住系サービス	141
(4) 相談支援	145
(5) 児童通所サービス	148
2 地域生活支援事業の見込み量	152
(1) 必須事業	153
(2) 任意事業	162
3 成果目標	165
【再掲一覧】障害福祉サービス等・地域生活支援事業の見込み量 ..	176
第6章 計画の推進	179
資料	181



第1章 計画策定の趣旨

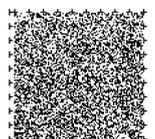
1 計画策定の背景

(1) 調布市における障害者支援の計画的取組

調布市では、「利用者本位」「当事者の視点の重視」を基調に、この調布で、障害のある方が「その人らしい自立した生活の充実」を展開していけるよう、障害のある方の地域生活支援に、総合的・計画的に取り組んできました。

「はーとふるぷらんちょうふ」	(平成13年度～平成17年度)
「調布市障害者計画」	(平成18年度～平成23年度)
「第1期調布市障害福祉計画」	(平成18年度～平成20年度)
「第2期調布市障害福祉計画」	(平成21年度～平成23年度)
「調布市障害者総合計画」	(平成24年度～平成29年度)
(調布市障害者計画・第3期調布市障害福祉計画)	
「第4期調布市障害福祉計画」	(平成27年度～平成29年度)
(調布市障害者総合計画の部分改訂)	

現在は、平成24年3月に策定した「調布市障害者総合計画」(平成24年度～平成29年度)及び平成27年3月にその一部改定として作成した「第4期調布市障害福祉計画」(平成27年度～平成29年度)の計画期間中となります。



(2) 「障害者の権利に関する条約」の批准

一方で、国においては、平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」といいます。)が批准されました。

この条約は、平成 18 年に国連で採択され、全ての障害のある方に対して「あらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と、「障害者の固有の尊厳の尊重」を促進することを目的としており、日本は 140 番目の締約国となります。

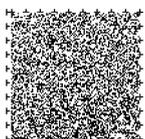
日本では、同条約にいう「合理的配慮」⁽¹⁾の理念と、「共生社会」⁽²⁾の実現を盛り込むため、「障害者基本法」改正(平成 23 年 8 月)から、「障害者差別解消法」⁽³⁾成立(平成 25 年 6 月)まで、国内法の整備が進められました。

今回の「調布市障害者総合計画」は、「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月に施行されて以降、初めての調布市の障害者福祉に関する計画となります。

1 合理的配慮：障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。(内閣府リーフレット「合理的配慮」を知っていますか?」より)

2 共生社会：「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」として障害者基本法第 1 条(目的)に規定されています。

3 正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律



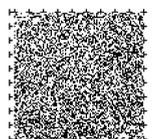
(3) 障害者福祉制度改革の動向

他方で、前述以外にもこの間、国において障害者福祉の制度改革が進められています。

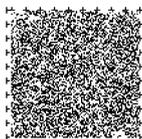
平成 23 年 8 月	「障害者基本法」の改正
平成 24 年 4 月	「障害者自立支援法」「児童福祉法」の改正 (相談支援の強化, 障害児支援の強化)
平成 24 年 10 月	「障害者虐待防止法」 ⁽¹⁾ の施行
平成 25 年 4 月	「障害者自立支援法」の「障害者総合支援法」 ⁽²⁾ への改正 (難病患者等の対象への追加, 「障害支援区分」の創設, 「重度訪問介護」の対象拡大など)
平成 25 年 4 月	「障害者優先調達推進法」 ⁽³⁾ の施行
平成 25 年 6 月	「障害者差別解消法」の成立
平成 26 年 1 月	「障害者権利条約」の批准
平成 27 年 1 月	「難病法」 ⁽⁴⁾ の施行
平成 28 年 4 月	「障害者差別解消法」の施行
平成 30 年 4 月	「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正(予定)

(内容) 地域生活を支援する新たなサービス(自立生活援助)の創設
就労定着に向けた支援を行う新たなサービス(就労定着支援)の創設
重度訪問介護の訪問先の拡大
高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
保育所等訪問支援の支援対象の拡大
医療的ケアを要する障害児に対する支援
障害児のサービス提供体制の計画的な構築
補装具費の支給範囲の拡大(貸与の追加)
障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
自治体による調査事務・審査事務の効率化

- 1 正式名称：障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- 2 正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 3 正式名称：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律
- 4 正式名称：難病の患者に対する医療等に関する法律



調布市では、このような流れに対応しながら、改めて、調布市の実情や社会の変化等も踏まえつつ、市民の誰もが「この調布で暮らして良かった」と実感できる地域づくりをめざしています。



2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

市町村にて定める障害者福祉に関する計画は、これまで以下の2つの計画がありました。現行の「調布市障害者総合計画」はこの2つの計画を一体化して策定しています。

障害者計画	【根拠法】障害者基本法第11条第3項 市の障害者のための施策全般に関する基本的な計画 (計画期間：6年)
障害福祉計画	【根拠法】障害者総合支援法第88条第1項 市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(計画期間：3年)

また、これらに加えて、平成28年5月に国会で障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正が成立(平成30年4月施行予定)したことにより、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等についての「障害福祉計画」と同様に、児童福祉法に基づく障害児通所支援等について、以下の計画も新たに市町村で定めることとなります。

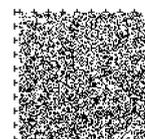
障害児福祉計画	【根拠法】児童福祉法第33条の20第1項 市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画(計画期間：3年)
---------	---

調布市では、これまでも「障害児福祉計画」に相当する内容の一部を「障害福祉計画」に含んで一体として策定しています。

この「調布市障害者総合計画」は、これらの計画を一体として策定します。

(参考) 各章の主な内容と位置づけ

第1章 計画策定の趣旨	いずれの計画にも共通する事項
第2章 調布市の福祉の将来像	いずれの計画にも共通する事項
第3章 計画の基本的考え方	いずれの計画にも共通する事項
第4章 施策の展開 - 事業計画 -	主に「障害者計画」に該当
第5章 障害福祉サービス等の見込み 量・成果目標	主に「障害福祉計画」「障害児福祉計画」 に該当
第6章 計画の推進	いずれの計画にも共通する事項

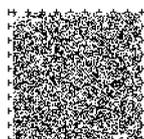


(2) 計画の期間

計画の期間は、「障害者計画」部分については、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間、「第 5 期障害福祉計画」及び「第 1 期障害児福祉計画」部分については、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間^()とします。

平成 32 年度末には、「調布市障害者総合計画」の部分改訂として、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」部分の改定を行うこととなります。

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
障害者計画 (6 年)	「調布市障害者総合計画」					
障害福祉計画 (3 年)	調布市障害者計画 第 5 期調布市障害福祉計画 第 1 期調布市障害児福祉計画			第 6 期調布市障害福祉計画		
障害児福祉計画 (3 年)				第 2 期調布市障害児福祉計画		



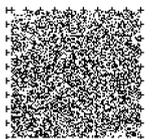
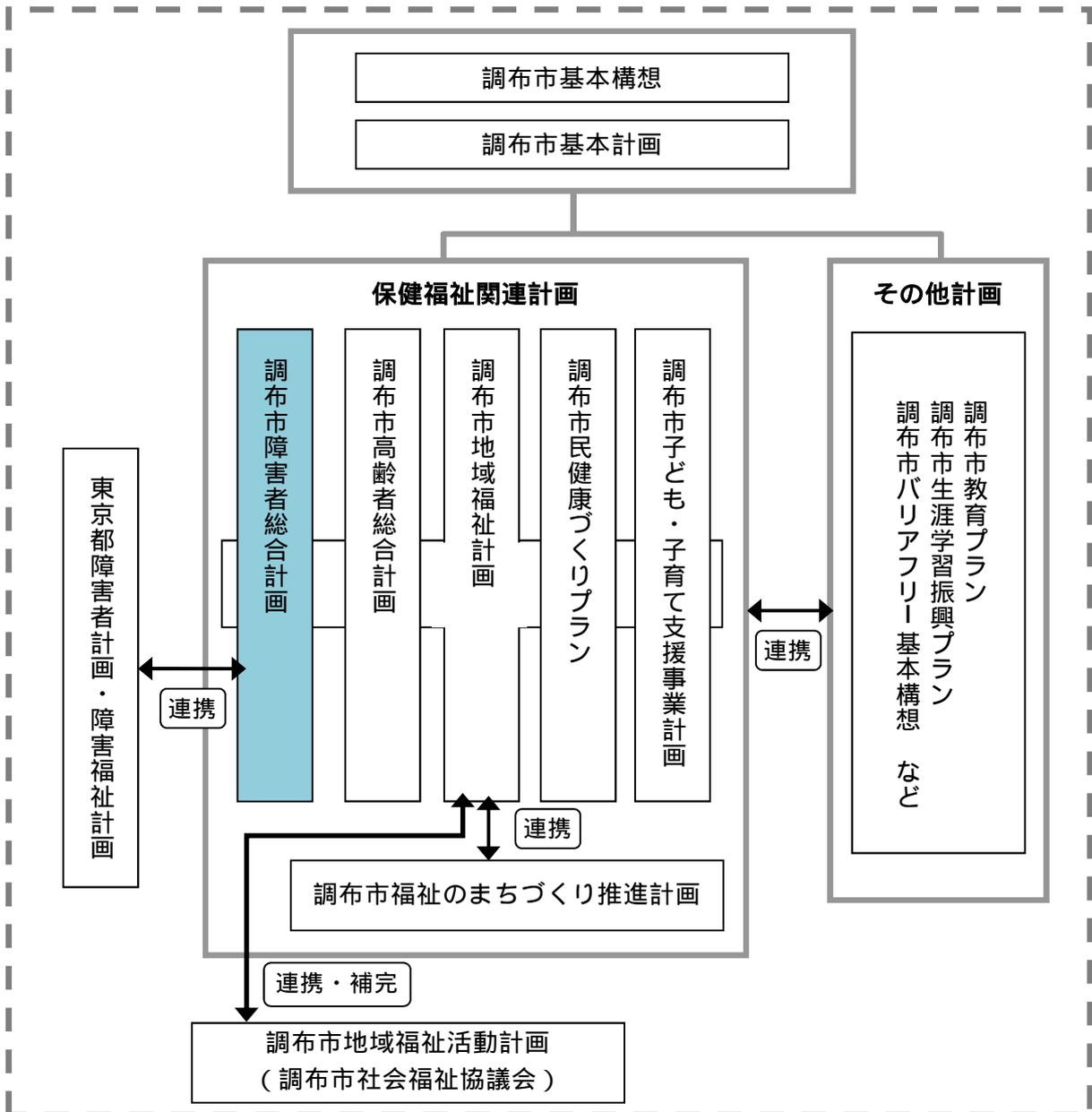
「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」については、国が示す指針のもと、全国の都道府県及び区市町村で計画期間を統一して定めることとなっています。

(3) 他の計画との関係

次期「調布市障害者総合計画」は、以下の計画と整合性を図りながら検討を進めます。

- 調布市基本計画
- 市の他の保健福祉関連計画及びその他計画
- 東京都障害者計画・東京都障害福祉計画

調布市の他の計画との関係イメージ図



調布市の他の計画との計画期間の関係

計画名		年度											
		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
調布市総合計画		基本構想											
		前期基本計画											
		改定基本計画						後期基本計画					
調布市地域福祉計画								計画期間					
調布市高齢者総合計画								計画期間					
調布市 障害者 総合計画	障害者計画							計画期間					
	障害福祉計画	(第3期)		(第4期)		計画期間 (第5期)				(第6期) 予定			
	障害児福祉計画					計画期間 (第1期)				(第2期) 予定			
調布市民健康づくりプラン								計画期間					
調布市食育推進基本計画								計画期間					
調布っ子すこやかプラン (調布市子ども・子育て支援事業計画)								計画期間					
調布市福祉のまちづくり 推進計画								計画期間					
調布市教育プラン								計画期間					
調布市住宅マスタープラン								計画期間					
調布市生涯学習振興プラン								計画期間					
調布市バリアフリー基本構想								計画期間					
調布市地域防災計画								計画計画					
調布市避難行動要支援者避難 支援プラン(総合計画)		調布市災害時要援護 者避難支援プラン(全 体計画,住民編,庁内 編)											
調布市社会福祉協議会 調布市地域福祉活動計画		見直し計画						計画期間					



3 計画の策定体制

本計画の策定にあたり，当事者や家族，関係機関の意見を反映し，より地域で生活する障害のある方の実態，ニーズに即した内容とするため，学識経験者，障害福祉サービス事業者，当事者，市民公募委員等で構成される「調布市障害者総合計画策定委員会」を平成 28 年度より設置し，2 か年かけて計画の検討を行いました。

計画策定にあたっては，以下に掲げる調査等も実施しました。調査内容について計画策定委員会で検討を行い，また，調査結果に基づいて課題の整理を行いました。

(1) 調布市民福祉ニーズ調査の実施（平成 28 年度）

（ 詳細：巻末資料 190 ページ）

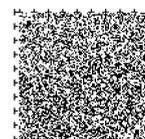
障害のある方の地域生活に関するアンケート調査及び住民懇談会を実施し，地域におけるニーズや課題の把握に努めました。

(2) 関係機関ヒアリング等の実施（平成 28 年度）

（ 詳細：巻末資料 191 ページ）

前述のニーズ調査に加え，障害のある方が地域生活において関わる様々な機関や企業等の立場から感じている課題，ニーズを把握するために，関係機関へのヒアリング調査等を実施しました。

- ア 関係機関ヒアリング調査（8 か所）
- イ 関係機関アンケート調査（5 分野）
- ウ 各団体からの意見（4 団体）



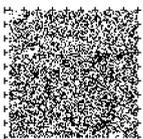
(3) 調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申

(詳細：巻末資料 193 ページ)

調布市障害者総合計画策定委員会とは別途に，調布市が設置し，障害のある人が暮らしやすい地域づくりを目指し，地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し，実情に応じた支援体制の整備について継続的に協議を行っている「調布市障害者地域自立支援協議会」から，次期計画についての意見具申を受けました。

(4) 中間報告書の作成

上記(1)から(3)における調査等の結果等をもとに，平成 28 年度は「地域生活におけるニーズ，課題の抽出」を検討テーマとして計画策定委員会での議論を進め，障害のある方の地域生活における課題の整理を行い，平成 29 年 3 月に「中間報告書」を作成しました。



第2章 調布市の福祉の将来像（福祉3計画の共通事項）

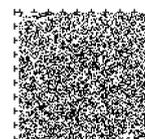
1 「福祉3計画」とは

調布市においては、「調布市地域福祉計画」「調布市高齢者総合計画」「調布市障害者総合計画」を「福祉3計画」と呼称し、各分野の切れ目のない一体となった福祉の推進を図っています。

2 目指す将来像

「福祉3計画」においては、以下のとおり共通の将来像と基本理念を掲げ、その実現を目指します。

**みんなが 自分らしく 安心して
つながりをもって 暮らし続けられるまち
支え合い 認め合い とともに暮らす**



3 基本理念

市が目指す福祉の将来像の実現へ向けて、「福祉3計画」に共通する基本理念を以下のように定めます。

(理念1) 一人ひとりが生涯にわたって、その人らしく生活していける地域社会

市民一人ひとりが住み慣れた地域において、生涯にわたって安心していきいきと自分らしい生き方ができ、必要な支援を受けながら、自立して暮らしていける地域社会を目指します。そのために、必要なサービスや支援が行き届く体制づくりと、社会参加を促す取組を進めます。

(理念2) 誰もが社会の一員として互いに認め合い、尊重し合う地域社会

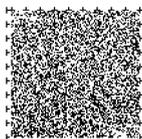
誰もが、孤立することなく、互いを尊重し合い、多様性を認め合いながらともに生きる地域社会を目指します。そのために、年齢、障害の有無、性別、人種その他の違いにかかわらず、市民一人ひとりが地域の一員としてつながりをもって暮らせる地域づくりを進めます。

(理念3) 住民全体で支え合う地域社会

市民一人ひとりが当事者として、地域や生活の課題などについてともに考え、サービスの受け手にとどまるのではなく、できる力を活用して、地域の担い手となり、支援を必要とする人を支え合う地域社会を目指します。そのための体制づくりについて行政、市民、ボランティア、地域組織、事業者など多様な主体と協働しながら取り組みます。

(理念4) 様々な課題を受け止め、包括的に支援する体制

個人や家族、地域が抱える問題は多様な側面を持っています。これらを解決していくためには、多くの担い手がそれぞれの強み専門性をいかした、より一体的、包括的な支援が必要です。そのため福祉のみならず他分野とも連携し、個人や地域の課題に応じた切れ目のない支援を提供できる体制構築を目指します。



4 福祉圏域

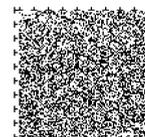
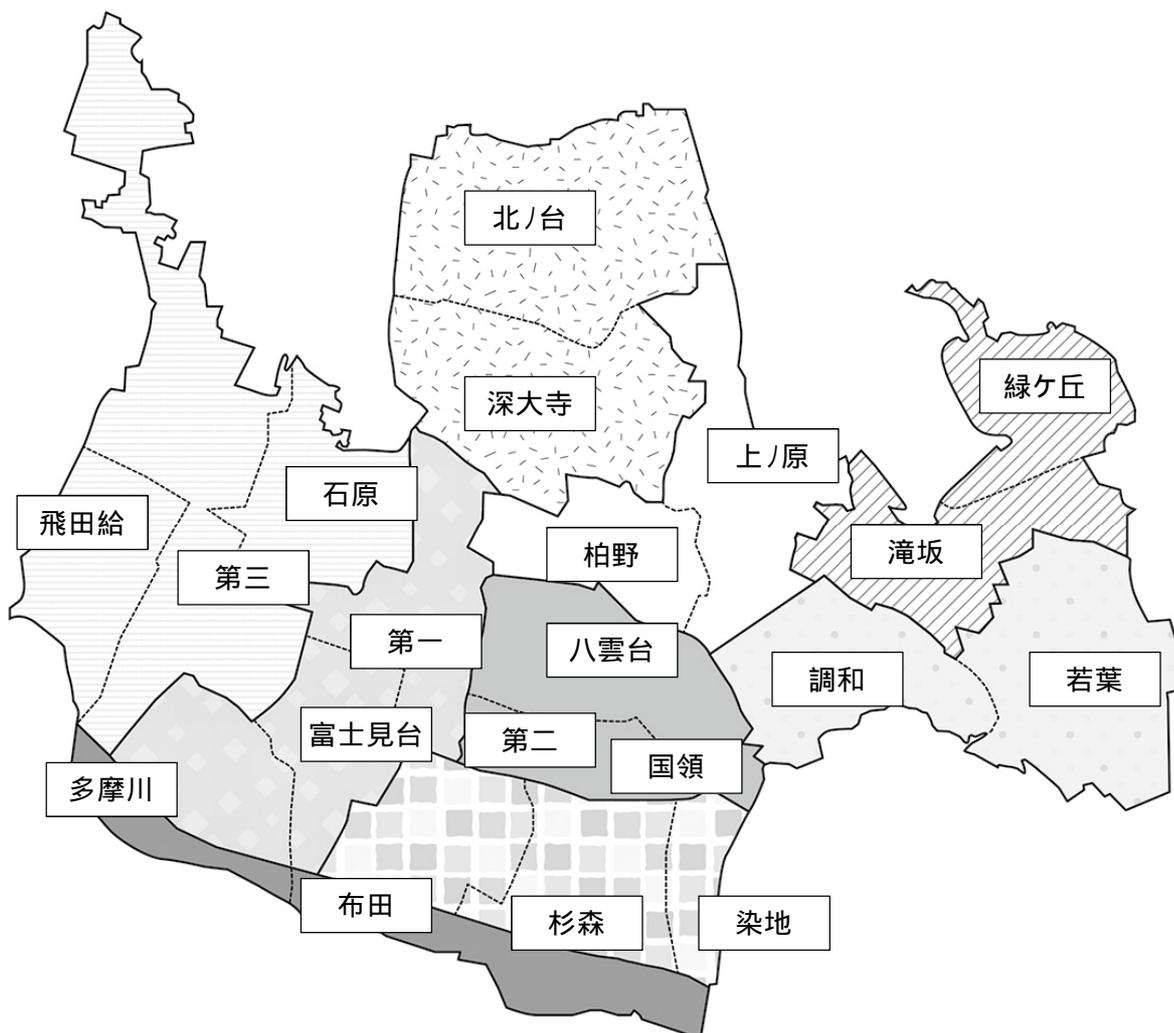
(1) 「福祉3計画」における福祉圏域の考え方

福祉圏域は、福祉、教育、地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎とし、それらの複数で構成される中学校区規模の8つの圏域です。

多問題を有する個人や家庭が抱える福祉課題に対応するため、専門機関等の担当エリアの整合や地域での顔の見える関係づくりを行うことで、より重層的な支援による解決を図る必要性があること等を踏まえ、地域福祉計画、高齢者総合計画及び障害者総合計画の福祉3計画の圏域の整理・統一化を図り、共通の福祉圏域とします。

福祉圏域の地域区分（イメージ案）

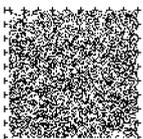
下記 内の記載は 小学校区の名称です。



(2) 障害者福祉における福祉圏域への対応

障害者福祉の分野においては、これまで市内全域を1圏域として取り扱っており、基本的な考え方は次期計画においても継続とします。

そのもとで、より地域福祉、高齢者福祉との連携を密にし、顔の見える関係づくりを進めるために、障害福祉課や各相談機関において、「福祉3計画」における福祉圏域と整合した相談員の配置等を進めます。

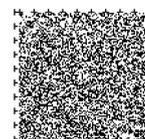


第3章 計画の基本的考え方

1 調布市における「障害者権利条約」の理念の実現へ向けて

この計画は、「障害者権利条約」が日本で批准されてから初めての「調布市障害者総合計画」の全面改訂となります。

調布市において、障害のある全ての人に対して、同条約の掲げる「あらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と、「障害者の固有の尊厳の尊重」の実現を目指していくことが必要です。



2 障害者施策推進の基本的考え方

前章で掲げた「福祉3計画」の基本理念を踏まえ、その一つひとつをより障害者福祉においてより具体化していくために、以下の基本的考え方のもと、障害者施策を推進します。

(基本理念1) 一人ひとりが生涯にわたって、その人らしく生活していける地域社会

(1) 一人ひとりのニーズに応じた生涯にわたる切れ目のない支援

その人が必要とする支援は、障害状況だけでなくそれぞれの価値観、生活スタイル、環境などによって異なるものです。本人のニーズ(本人自身が気付いていない、または表現できてない潜在的なニーズを含みます。)と自己決定を出発点として、個別性を重視し、一人ひとりに適切なサービスや支援を提供します。

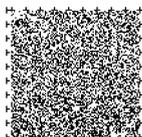
また、そのような支援が乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期等、ライフステージのどの段階においても、その移行期においても、制度の切れ目なく提供できる体制を整備します。

(基本理念2) 誰もが社会の一員として互いに認め合い、尊重し合う地域社会

(2) 障害による差別や排除のない共生社会の実現

「必要かつ合理的な配慮」があらゆる場面において提供されることで、障害者の基本的人権や社会への参加が保障され、障害によって差別や排除を受けることのない社会をつくっていくことが必要です。そのために、物理的(ハード)、精神的(ソフト)の両面からの「社会的障壁」の除去による地域の環境づくりを進めます。

その中では、障害のある方を、支援を受ける側としてだけでなく、社会の中で役割を持った存在として捉えることが重要です。一人ひとりが地域の一員として認められ、市民全体が障害の有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。





(基本理念3) 住民全体で支え合う地域社会

(3) 市民全体への関心の広がりや協働による取組

「障害者にとっての課題」は、「障害者だけの課題」ではありません。障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりが、「全ての市民にとって暮らしやすいまち」に繋がるものと考え、市民全体の関心を引き出し、「みんなの課題」として考えられる地域社会の実現を目指します。

そのうえで、課題解決のために、公的サービスとともに、当事者、市民、ボランティア、地域組織、事業者など多様な主体との協働により地域で支え合うしくみづくりを図っていきます。



(基本理念4) 様々な課題を受け止め、包括的に支援する体制

(4) 総合的・包括的な視点からの施策展開

障害のある子ども、障害者の高齢化など、本人の抱える課題はしばしば多面的、複合的なものとなっています。また、多様な課題を抱える家庭、介護者の高齢化による「老障介護」への対応など、本人だけでなく家庭・家族全体を支える視点も必要です。

障害のある方やその家族の生活課題を考えるにあたって、障害福祉の枠のみに捉われない総合的、包括的な視点から、児童福祉や高齢福祉、その他保健、医療、教育、雇用など、多様な分野との連携を図りながら施策を展開していきます。

